清水町ふるさと寄附金返礼品協力事業者募集要項

１　目的

ふるさと寄附金の寄附者へ寄附のお礼として贈呈する商品やサービス(以下「返礼品」という。）と、返礼品を提供する事業者(以下「協力事業者」という。）の募集をし、ふるさと寄附金制度による地元特産品等のＰＲ、販売促進及び地元企業の活性化並びに町への寄附促進を図ります。

２　協力事業者募集の要件

協力事業者は、次の要件にすべて適合していることが必要です。ただし、要件に適合していても、町が協力事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

1. 本社(本店）、支社(支店）、営業所、工場のいずれかを町内に有する

法人、その他の団体又は個人事業者(以下、事業者という。)であり、町内

で生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。ただし、町

内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、町をPRして

いると認められる場合は、町外の事業者も可能とします。

⑵　法令や条例等に基づいた生産、製造及び販売を行っていること。

⑶　町民税及び固定資産税の滞納がないこと。

⑷　代表者等が、清水町暴力団排除条例(平成24年条例第16号)に規定する暴力団員等でないこと。

⑸　清水町広告掲載基準第４条に定める業種又は事業者ではないこと。

⑹　清水町個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取

扱うことができる事業者であること。

３　返礼品募集の要件

⑴　要件

返礼品として募集する商品等は、以下の要件を全て満たしていること

が必要です。ただし、要件に適合していても、町が返礼品として適当で

ないと認めた場合は、この限りではありません。

ア　平成31年総務省告示第179号第５条の基準を満たすものであること。

イ　町の魅力を「体感できる」「懐かしんでいただける」ものや町のＰＲにつながる商品であること。

ウ　品質及び数量の面において、安定供給が見込まれるものであること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込まれるものであること。

エ　商品情報の開示が可能であること。

オ　町からの依頼後、速やかに商品等を発送できるものであること。

カ　飲食物の場合は、原則寄附者に到着後、７日以上の消費期限が保証される商品であること。

キ　体験型サービス(代行サービス等も含む)においては、次に掲げる要

件を全て満たすこと。

・町内及び町内施設にてサービスが提供されること。

・寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かり、偽造や転売防止を施した利用券や引換券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後一年程度の有効期限を設けることができること。

・天候等の理由でサービス提供ができない場合は、代替日等を設定すること。

・安全性の配慮に努めること。

コ　返礼品に関する情報(返礼品の説明文や写真データ等)が提供可能であること。写真データ等について、事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の承諾を受けること。

1. ⑴の規定によらず、町長が特に認めたものについては、返礼品として

認める場合があります。

⑶　返礼品の区分

寄附金額区分に応じて返礼品等を募集します。寄附金額区分の詳細は

表１のとおりとし、各区分における返礼品の町の負担額は、寄附金額の

三割を上限とします。返礼品の価格には「商品代」、「消費税」、「箱代」

等をすべて含んだものとします。

なお、町は、返礼品の負担額に加え、送料の実費を負担します。

(表１)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 寄附金額区分 | 返礼品の価格(税込、箱代込) | 町の返礼品負担額(上限) |
| Ａ | 10,000円以上 | 3,000円相当 | 3,000円 |
| Ｂ | 15,000円以上 | 4,500円相当 | 4,500円 |
| Ｃ | 30,000円以上 | 9,000円相当 | 9,000円 |
| Ｄ | 60,000円以上 | 18,000円相当 | 18,000円 |
| Ｅ | 110,000円以上 | 33,000円相当 | 33,000円 |
| Ｆ | 上記以外(5,000円以上で1,000円刻み) | 寄附金額の三割相当 | 寄附金額の三割 |

４　協力事業者のメリット

1. 町ホームページ、ふるさと納税ポータルサイトや、町が作成するチラシ等に返礼品の画像、商品名、協力事業者名などが掲載され全国にＰＲできます。

⑵　返礼品の発送時に協力事業者が取り扱っている商品等のパンフレットを同封することで、協力事業者が取り扱っている商品等の販売促進やＰＲが可能となります。

５　申込方法

　　次の書類に必要事項を入力し、関係書類を添え、清水町産業観光課へ持参又は郵送にて提出してください。

また、協力事業者等の決定後に、登録した企業情報及び返礼品の内容を変更・辞退する場合も、変更内容を記入の上、同書類を提出してください。

なお、申請にかかる費用は、事業者の負担とします。

1. 清水町ふるさと寄附金返礼品協力事業者(登録・変更)申込書(様式第１号)

⑵　清水町ふるさと寄附金返礼品(登録・変更)申込書(様式第２号)

※１商品につき１枚作成

⑶　事業者概要(任意様式)

※パンフレット等でも可能

６　協力事業者等の決定

協力事業者からの申込内容や企業活動等について、清水町広告掲載基準

　等を参考にして総合的に判断し、協力事業者及び返礼品を決定します。

　　その結果を「清水町ふるさと寄附金返礼品・協力事業者(登録・変更)申込結果通知書(様式第３号)」により事業者へ通知します。

７　協力事業者及び返礼品の登録取消

⑴　町は、登録された協力事業者又は返礼品が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査します。審査の結果、継続が認められないとの判断に至った際は、当該協力事業者に対し「清水町ふるさと寄附金返礼品・協力事業者登録取消通知書(様式第４号)」を送付します。

ア　本要綱２及び３に定める要件に適合しなくなったと認める場合

イ　提出書類に虚偽があった場合

ウ　町に損害を及ぼす行為があった場合

⑵　⑴の規定にかかわらず、協力事業者が倒産した場合は、町は通知書を

送付せずに登録取消ができるものとします。

８　個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、清水町個人情報保護条例及び関係法令を遵守するものとし、町から提供された寄附者の個人情報について、返礼品の送付以外の目的には使用できません。

なお、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協力事業者への商品等の申込み等で入手された個人情報は、対象外とします。

９　その他

協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について町へ速やかに報告してください。

また、品質等による保証やクレーム対応については、町は一切責任を負

いません。

10　お問合せ先

　　清水町役場　産業観光課　観光振興係

　　〒411-8650　清水町堂庭210番地の１

　　電話：055-981-8239

　　ＦＡＸ：055-976-0249

　Ｅmail: chiiki@town.shimizu.shizuoka.jp